

ことの三点にある。従つて、本會は單なる社會事業團體ではなく、また労働者の助成啓蒙のみの機関ではない。これは次の諸事情にその根源を發するのがある。

(イ)沿革 本會は第一次世界大戦後本邦産業界に勃發した社會不安に對處して、勞資兩者に新に啓蒙を加へ、階級對立の激化を避けて協同調和を圖らうとした。一九一九年に創立された。爾來二十七年事業の発展に變遷はあつたが、本會創立の趣旨は一貫して今日に至つてゐるのである。

(ロ)協調主義 本會は一九二〇年宣言を發して「協調主義は、社會に於ける各階級特に勞資兩者が平等な了人格の基礎の上に立つて自他の正當なる權利を尊重し

相互に力を協せて産業の發展、文化の進歩、國家社會の安寧福祉を最も有効に促進すべきことを主張する。而して、これがたゞには労働者の地位の向上、福利の増進を圖り、労働組合の健全なる發達を希冀すると聲明した通り、本會の協調主義は労働権の原理を確認し、労働組合の發達を必然とする近代社會思想の表現に外ならない。これは即ち米國に於ける全國産業復興法並にワグナー法に宣言されたように、民主的産業平和の實現を協調の精神によつて達成しようとするのである。

(ハ)機構及び運営 民主的産業平和の實現を圖るためには、労働権を確立して労働者の地位を向上すべし